

分野	5 運輸関係 (9) 倉庫業	意見・要望提出者	
項目	倉庫業の参入規制及び料金規制の見直し		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業の参入規制について、政府の規制を最小限にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。</li> <li>倉庫業の料金の事前届出制について、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な料金規制にする方向で検討し、できるだけ速やかに結論を得る。</li> </ul>		
関係法令	倉庫業法第3条、第6条	共管	なし
制度の概要	<p>倉庫業を営もうとする者は、倉庫業法第3条に基づき、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>許可基準：欠格事由に該当しないこと 倉庫の位置、構造及び設備が一定の基準に該当すること 倉庫業の適確な遂行に支障があるとき</p> <p>倉庫業者は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め、その実施前に国土交通大臣に届け出る必要がある。</p>		
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 5 4 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度)	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	<p>【11(3)オ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改める。(第151回国会に関係法案提出)</li> <li>倉庫業法の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じて事後チェックを行う仕組みとする。(第151回国会に関係法案提出)</li> </ul>		
(説明)	<p>下記の内容の倉庫業法改正法案を3月2日に閣議決定し、国会に提出したところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業の参入規制を許可制から登録制に改める。</li> <li>倉庫業の料金の事前届出制を廃止するとともに、倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、事後的に料金の変更を命ずる(事業改善命令)ことができることとする。</li> </ul>		
担当局課室名	総合政策局貨物流通施設課 (連絡先) 03-5253-8296		